

縄文時代のくらしを再現 (飛ノ台史跡公園博物館)

第1回定例会

平成13年度
一般会計予算
1,393億2千万円
前年比3%増

中核市への移行に向け
中核市推進課・保健所準備課を開設

平成十三年第一回定例会は、二月二十八日から三月二十七日までの二十八日間の会期で開かれました。

初日には、市長から、平成十三年度の市政執行方針及び一般会計予算等三十九議案の提案説明があり、これに対し八日から五日間にわたり三十人の議員が質疑を行いました。十五日には常任委員会、十六日から四日間にわたり、予算特別委員会が開かれ、付託された議案及び請願・陳情の審査が行われました。

最終日には、市長提出議案、議員提出議案、請願・陳情及び追加提出のあった人事案件などを議決した後、平成十二年度市立船橋高校入学者選抜に関する調査特別委員会の報告(最終)を承認し、閉会いたしました。

人事案件

定例会初日に人権擁護委員の候補者推薦についての諮問がありました。また、最終日には、固定資産評価員及び固定資産評価審査委員会委員任命の同意を求める議案が提出され、議会はこれらに同意しました。

- 人権擁護委員 今野 恵美子
- 固定資産評価員 大鹿 一之
- 固定資産評価審査委員会委員 森嶋 庸吉

主な記事

議案の概要 議案議決結果一覧表	議員提出の条例案	2頁
平成13年度予算の概要 予算特別委員会の審査概要		3頁
常任委員会の動き 請願・陳情議決結果一覧表		4頁
特別委員会の最終報告(抜粋) 可決された意見書		5頁
市政執行方針及び議案に対する質疑 (元気都市と安歩と女性・新風・公明党)		6頁
市政執行方針及び議案に対する質疑 (市清会・ふなばし21・無所属)		7頁
市政執行方針及び議案に対する質疑 (日本共産党・市民連合・緑政会)		8頁

会議の経過

- ◆二月二十八日(水)
 - 開会
 - 会期の決定
 - 市政執行方針及び議案説明
- ◆三月七日(水)
 - 門田議員の辞職を許可
- ◆八日(木)
 - 市政執行方針及び議案に対する質疑
- ◆九日(金)
 - 請願・陳情の付託
- ◆十二日(月)
 - 議会運営委員会
 - 市政執行方針及び議案に対する質疑
- ◆十三日(火)
 - 市政執行方針及び議案に対する質疑
- ◆十四日(水)
 - 市政執行方針及び議案に対する質疑
- ◆十五日(木)
 - 議案の付託
- ◆十六日(金) 十九日(月)
 - 常任委員会
- ◆二十一日(水)
 - 予算特別委員会
- ◆二十二日(木)
 - 付託事件の審査報告及び採決
- ◆二十七日(火)
 - 市長追加提出議案の審議及び採決
 - 議員提出議案の審議及び採決
- 平成十二年度市立船橋高校入学者選抜に関する調査特別委員会の最終報告
- 閉会

議案について

議案の概要

予算関係

平成十三年度予算関係
 第一号～第十二号
 各会計別予算額は別表のとおり
 (三面に掲載)

平成十二年度一般会計補正予算
 第十二号
 補正額 十五億九千五百一十一万円

平成十二年度国民健康保険事業特別会計補正予算
 第十三号
 補正額 一億二千八百万円

平成十二年度下水道事業特別会計補正予算
 第十四号
 地方自治法第三十三條第一項の規定により翌年度に繰り越して使用するもの。

平成十二年度老人保健医療事業特別会計補正予算
 第十五号
 補正額 二十二億七千八百八十万円

平成十二年度船橋駅南口市街地再開発事業特別会計補正予算
 第十六号
 補正額 三十億一千二百三十万円

平成十二年度病院事業会計補正予算
 第十七号
 資本的収入及び支出予定額継続費の補正を行うもの。

条例関係

職員の再任用に関する条例
 第十八号
 職員の新たな再任用制度を定めるもの。

定めるもの。

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
 第十九号
 再任用職員の給与を定めるとともに、交通機関等を利用する職員の通勤手当の額の適正化を図るもの。

職員退職手当支給条例の一部を改正する条例
 第二十号
 再任用職員の退職手当を定めるとともに、職員の退職手当を整備するもの。

職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例
 第二十一号
 一般職の職員の旅費の支給基準を改正するもの。

特別職の職員の給与等に関する条例及び船橋市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例
 第二十二号
 特別職の職員及び教育長の旅費の支給基準を改正するもの。

非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
 第二十三号
 非常勤の特別職の職員の費用弁償の支給基準を改正するもの。

証人等の実費弁償条例の一部を改正する条例
 第二十四号
 証人等の実費弁償の支給基準を改正するもの。

市税条例の一部を改正する条例
 第二十五号
 地方税法の一部改正に伴い整備するもの。

国民健康保険出産資金貸付基金条例
 第二十六号
 出産育児一時金の支給対象となる出産に要する資金の貸付事務を円滑に実施するため、国民健康保険出産資金貸付基金を設置するもの。

国民健康保険条例の一部を改正する条例
 第二十七号
 介護納付金賦課額の変更に伴い、介護納付金賦課被保険者の係る保険料率を改訂するもの。

母子生活支援施設条例の一部を改正する条例
 第二十八号
 夏見母子ホーム入所の定数変更、及び管理を社会福祉法人千葉ベタニヤホームに委託するもの。

放課後ルーム条例の一部を改正する条例
 第二十九号
 八栄・夏見台・法典・前原児童ホームの新設及び丸山放課後ルームの位置変更をするもの。

環境保全条例の一部を改正する条例
 第三十号
 商法の一部改正に伴い、特定施設等の承継を改正するもの。

墓地等の経営の許可等に関する条例
 第三十一号
 千葉県知事から事務権限が委譲されることに伴い、所要の定めをするもの。

交通安全基本条例
 第三十二号

交通安全対策を総合的に推進するため、その基本理念及び施策を定めるもの。

地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例
 第三十三号
 地区計画の区域内における建築物の敷地、構造及び用途に関する制限を行うため、所要の定めをするもの。

市営住宅条例の一部を改正する条例
 第三十四号
 上山町借上公営住宅を新設するもの。

夏見台近隣公園用地の取得について
 第三十五号
 ・夏見台一丁目八〇番一及び一〇一番一
 ・九億八千五百七十五万四千六百四十円

住民訴訟に係る弁護士報酬の負担について
 第三十八号
 住民訴訟に係る弁護士報酬を負担するもの。

議員提出の条例案

議員提出の条例案

発議案第一号
 船橋市在宅介護サービス等に係る利用料の助成に関する条例

利用者への在宅介護サービス等に要した費用負担を軽減するため、生活保護法第六條第一項に規定する被保護者以外に対し、利用料の全額を助成するもの。

発議案第二号
 船橋市議会政務調査費の交付に関する条例

市議会における会派または議員に対し、市政に関する調査研究に必要な経費の一部として月額一人八万円(十三年

を負担するもの。

千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について
 第三十七号
 印旛伝染病院組合及び香取伝染病隔離病舎組合を組織団体から除くもの。

市道の路線認定、廃止及び変更について
 第三十八号
 市道として路線を認定及び変更するもの。

専決処分承認を求めることについて(平成十二年度一般会計補正予算)
 第三十九号
 補正額 九千九百八十四万円

人事案件
 第四十・四十一号他
 一面に掲載

議事の記録方法について、速記法から録音機器の使用による方法に変更するもの。

議事録採決結果
 第一号は、石川敏宏議員外七名(日本共産党)から提案され、厚生委員会に付託、審査された。また、第二号は、倍田賢司議員外七名(会派代表者)から、第三号は、共産党を除く議会運営委員から最終日に提案された。

採決の結果、第一号は日本共産党、市民連合の賛成少数で否決され、第二号は全会一致で、第三号は賛成多数で可決された。

度は七万円)を交付するもの。
 船橋市議会会議規則の一部を改正する規則

議案第一号
 船橋市在宅介護サービス等に係る利用料の助成に関する条例

議案議決結果一覧表

議案番号	件名	議決結果
第1号	平成13年度船橋市一般会計予算	可決
第2号	平成13年度船橋市国民健康保険事業特別会計予算	可決
第3号	平成13年度船橋市下水道事業特別会計予算	可決
第4号	平成13年度船橋市小型自動車競走事業特別会計予算	可決
第5号	平成13年度船橋市交通災害共済事業特別会計予算	可決
第6号	平成13年度船橋市火災等災害共済事業特別会計予算	可決
第7号	平成13年度船橋市老人保健医療事業特別会計予算	可決
第8号	平成13年度船橋市船橋駅南口市街地再開発事業特別会計予算	可決
第9号	平成13年度船橋市介護保険事業特別会計予算	可決
第10号	平成13年度船橋市中央卸売市場事業会計	可決
第11号	平成13年度船橋市病院事業会計予算	可決
第12号	平成12年度船橋市一般会計補正予算	可決
第13号	平成12年度船橋市国民健康保険事業特別会計補正予算	可決
第14号	平成12年度船橋市下水道事業特別会計補正予算	可決
第15号	平成12年度船橋市老人保健医療事業特別会計補正予算	可決
第16号	平成12年度船橋市船橋駅南口市街地再開発事業特別会計補正予算	可決
第17号	平成12年度船橋市病院事業会計補正予算	可決
第18号	船橋市職員の再任用に関する条例	可決
第19号	一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	可決
第20号	船橋市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例	可決
第21号	職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例	可決

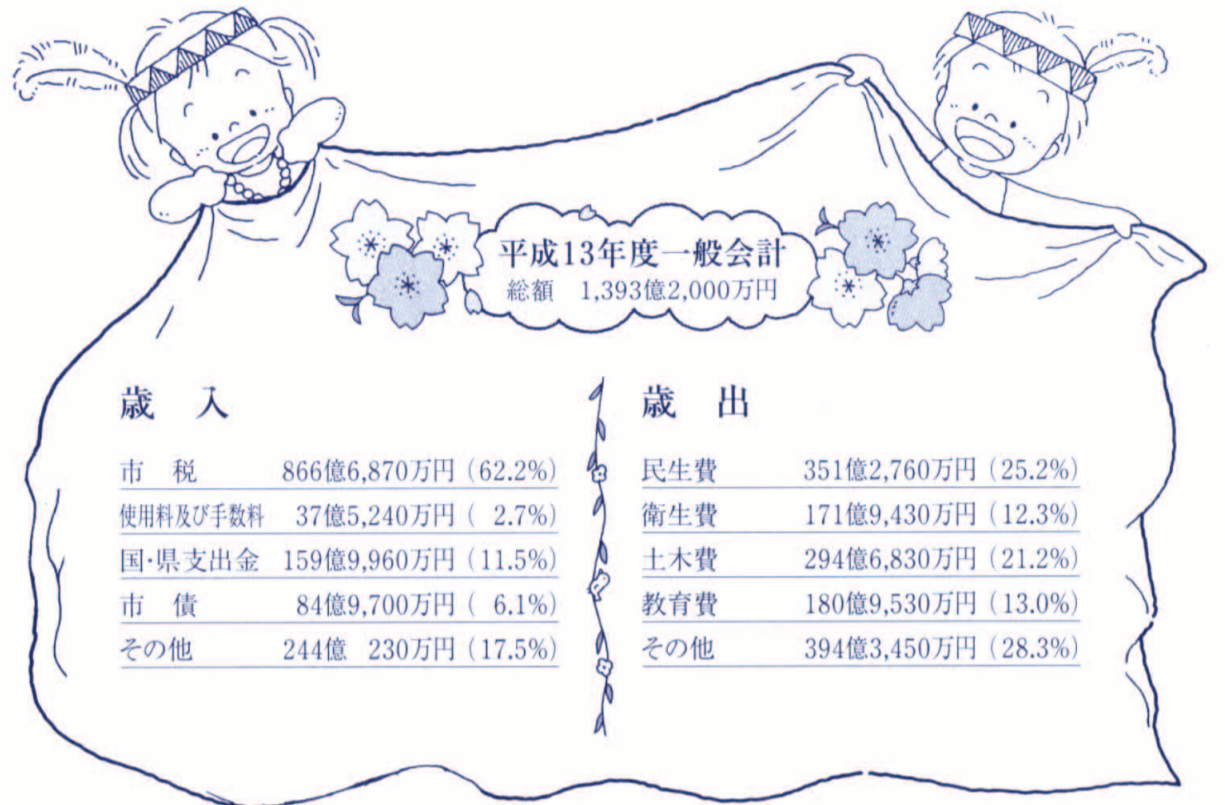
議案番号	件名	議決結果
第22号	特別職の職員の給与等に関する条例及び船橋市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例	可決
第23号	非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例	可決
第24号	証人等の実費弁償条例の一部を改正する条例	可決
第25号	船橋市市税条例の一部を改正する条例	可決
第26号	船橋市国民健康保険出産資金貸付基金条例	可決
第27号	船橋市国民健康保険条例の一部を改正する条例	可決
第28号	船橋市母子生活支援施設条例の一部を改正する条例	可決
第29号	船橋市放課後ルーム条例の一部を改正する条例	可決
第30号	船橋市環境保全条例の一部を改正する条例	可決
第31号	船橋市墓地等の経営の許可等に関する条例	可決
第32号	船橋市交通安全基本条例	可決
第33号	船橋市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例	可決
第34号	船橋市市営住宅条例の一部を改正する条例	可決
第35号	夏見台近隣公園用地の取得について	可決
第36号	住民訴訟に係る弁護士報酬の負担について	可決
第37号	千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について	可決
第38号	市道の路線認定、廃止及び変更について	可決
第39号	専決処分の承認を求めることについて(一般会計補正予算)	承認

第1号～第4号、第7号～第12号、第27号、第28号については日本共産党のみ反対。その他の議案については、全会派賛成。

平成13年度予算の概要

平成13年度 会計別予算

区 分	予 算 額	伸び率(%)	
一 般 会 計	1,393億2,000万円	3.0	
特 別 会 計	国民健康保険	328億2,400万円	6.5
	下 水 道	262億3,600万円	1.3
	小型自動車競走	189億6,200万円	-28.7
	交通災害共済	1億 20万円	-13.2
	火災等災害共済	3,000万円	2.0
	老人保健医療	269億 500万円	10.8
	船橋駅南口市街地再開発	74億9,200万円	161.4
	介 護 保 険	111億9,300万円	5.2
	計	1,237億4,220万円	2.1
企 業 会 計	中央卸売市場	20億5,200万円	60.1
	病 院	157億8,800万円	14.5
計	178億4,000万円	18.3	
特別会計・企業会計	1,415億8,220万円	3.9	
合 計	2,809億 220万円	3.4	



予算特別委員会の審査

予算議案17案を審査する予算特別委員会(委員十三人)は、委員長に森田則男委員、副委員長にさとうもよ委員を互選し、十六日、十九日、二十一日の三日間で質疑を、二十二日に討論・採決を行いました。

◆審査の概要

議案第1号から第17号の予算案については、一般会計・特別会計・企業会計の当初予算及び補正予算を一括して、各款ごとに質疑を行った。

原案に対する質疑終了後、日本共産党の委員から、議案第1号に対して、組み替え動議が提出された。

◇議案第1号(一般会計)

〔組み替え動議の提出〕

組み替え動議の内容は、有料道路や自衛隊習志野駐屯地への課税。消費税徴収中止。県の行うべき事業の負担金削減と県へ補助金要求。焼却灰リサイクル事業費・普通建設事業費の削減。国保料減額や介護保険利用料の助成。敬老祝金の支給や敬老乗車券の発行。放課後ルーム指導員の待遇改善。学校給食の直営化・調理員配置。商店街活性化事業助成や幼児教室就園児補助の実施等を含めた予算に組み替え、再提出すべきというものであり、動議の提案理由説明の後、質疑を行った。

〔動議に対する質疑〕

動議に対する主な質疑としては、市の事業を県に負担させ、逆に県の事業を市が負担することとする基準について。県に補助を求め、補助がないのか。次年度以降も経常経費として残る事業が多いが、歳出に見合う歳入の確保はど

◇主な討論

うするの。委託や建設事業の削減は、市民に回る仕事を減らすことにならないのか。放課後ルーム指導員の待遇改善をする根拠と他の非常勤職員との均衡について。学校給食の委託をやめる根拠と直営にした場合の人員費上昇について。焼却灰リサイクル費用削減に伴うごみ処理について等の質疑が行われた。

〔主な討論〕

○原案賛成・動議反対

ふなばし21、緑政会、新風、市清会「主要な歳入である市税の伸びがわずかしか見込めない中で、苦しい予算編成となっている。介護保険の円滑な執行や放課後ルームの増設、船橋駅南口市街地再開発事業の推進、中核都市への移行など、将来を見据えた施策の積極的展開は、市民要望に沿ったものであり、21世紀初頭のまちづくりの重要な事業が数多く含まれている。引き続き行政改革に取り組み、市民に喜ばれる行政運営が果たされることを期待する。

○元氣都市と安楽と女性

「歳入の根幹を成す市税において、見通しが少し甘いとの危惧を持つ。税収が増加するとは考えにくい現実の中で、歳入に見合った形で予算計上をするべきだと考える。市財政の状

○原案反対・動議賛成

況を的確にとらえ、今後の財政運営の一助とすべくバランスシートの作成及びこれに基づく財政分析、行政コストの試算を行うことは、自治体経営に必要である。市民にわかりやすい財政状況の全面公開は、担税力を高める上でも必要である。財源確保については、広く専門家・一般からの意見・提案を受けとめ、多面的な検討を重ねられることを求める。また、CATV事業に関し、市民の不利益をとならえ、市独自のケーブル設置を考える必要がある。また、高圧線による影響について、市民生活の安全・安心を保障する視点から精査し、改善への努力を払われたい。

○公明党

「本予算では、市民生活向上に直結する政策課題を最優先に位置付け、限られた財源を効率的に配分して市民要望にこたえなければならず、財政状況を勘案した行政改革を推進し、財源の効率的運用に取り組むべき」と考える。諸施策に対する取り組みを評価し、今後、多様化する市民要望にこたえ、市民の健康促進と環境対策の充実・拡大のため、施策の拡充をされた。また、各種中小企業の融資制度や利子補給の制度の充実、市民要望に対応した公営住宅の建設、教育環境の改革と施設整備の取り組み、行政改革の推進等を要望する。

〔採決結果〕

議案第2号から第4号、第7号から第11号については、それぞれ討論があり、採決の結果、日本共産党を除く多数で可決と決した。

〔採決結果〕

議案第2号から第4号、第7号から第11号については、それぞれ討論があり、採決の結果、日本共産党を除く多数で可決と決した。

〔採決結果〕

議案第16号は日本共産党を除く多数で可決、議案第5号・第6号、第13号から第15号・第17号については、全会一致で可決と決した。

〔採決結果〕

議案第16号は日本共産党を除く多数で可決、議案第5号・第6号、第13号から第15号・第17号については、全会一致で可決と決した。

〔採決結果〕

議案第16号は日本共産党を除く多数で可決、議案第5号・第6号、第13号から第15号・第17号については、全会一致で可決と決した。

〔採決結果〕

議案第16号は日本共産党を除く多数で可決、議案第5号・第6号、第13号から第15号・第17号については、全会一致で可決と決した。

〔採決結果〕

議案第16号は日本共産党を除く多数で可決、議案第5号・第6号、第13号から第15号・第17号については、全会一致で可決と決した。

常任委員会の動き

総務委員会

審査事件

○議案8案
○陳情1件

審査の概要

議案について
第18号・第19号・第20号は、希望者全員が再任用されるのか、どんな仕事を想定し、市民サービスの向上になるのか、新規採用職員が採用しにくくなるのではないかと、給与は退職時の職級か、同じ仕事なのに給与が違ふことはいないか。条例をつくる目的は何か。他の自治体が再任用制度を否決したが、どんな感想を持っているか。再任用者がいると、若い職員が育たないのではないか。アウトソーシングのよくな位置付けにしたい方がいいのではないかと。今の職級によつて対象外になったりするのか、等の質疑があった。

第24号は、船賃の規定についてであるが、特別職などは、なぜそのまま上級の船賃なのか。社会的立場や職務等によっての違いがあるのか。経費節減もあることだが、どの程度削減されるのか、等の質疑があった。
第25号は、条例を削除することで収入は、何か変化があるのか、との質疑があった。
採決の結果、議案8件とも全会一致で可決。
陳情について
採決に賛成はなく、不採決。

厚生委員会

審査事件

○議案5案
○発議案1案
○陳情4件

審査の概要

議案について
主な質疑として、第26号は、多胎と単胎の貸付限度額について、第27号は、国省令による保険料金の介護分増額について、第28号は、委託業者、委託内容等について、第37号は、朝夷衛生組合の名前の由来について等の質疑があった。
また、第28号に対し、反対の立場で「民間委託は福祉の低下を招く」、賛成の立場で「市が事業主体となり、管理運営にきめ細かい配慮をされたい」との討論があった。
採決の結果、第28号は多数、その他は全会一致で可決した。

第1号は、他市の状況、財政負担と財源確保、申請者と非申請者間の公平性等について質疑があった。
採決の結果、第3号、第4号は不採決、第5号・第6号は採決となり、第6号は願意に沿って意見書を発議した。
陳情について
採決の結果、第3号、第4号は不採決、第5号・第6号は採決となり、第6号は願意に沿って意見書を発議した。
討論は、継続の立場で「全額助成は難しい」「根本的補強システムについて研究の余地あり」、反対の立場で「介護保険の考え方が違う」「利用者が相応の負担をすべき」との意見があった。
採決の結果、継続とすることは賛成少数で否決、次に可とするについて詰ったところ、賛成少数で否決された。

環境経済委員会

審査事件

○議案3案
○請願2件

審査の概要

議案について
第30号は、①敷地を分割した場合の境界と騒音発生源の特定、②環境基準が違ふ取り扱い、③条例改正によって環境が悪化するケース、④条例改正しなかった場合の不都合、

等の質疑があった。
第31号は、①宗教的感情の解釈、②墓地と住宅の距離が百メートル以上の根拠、等の質疑があった。
第36号は、①勤労市民センターの建築確認申請書、登記簿上の面積、床面積、隣地境界地積測量面積の把握、②建築確認申請の面積と竣工面積が違ふ場合、議案として提出した購入根拠等すべてが違つてくる問題、③敗訴した場合の扱いと請求額、④一月四日付「弁護士報酬の負担」文書の送り先と、代理弁護士を通

建設委員会

審査事件

○議案5案
○陳情12件

審査の概要

議案について
第32号は、交通安全指導員配置数、交通安全教育の基準等の質疑、「交通安全指導員をふやし、民間団体の協力も仰ぐべき」、「ソフト・ハード両面からの交通安全対策を求める」との賛成討論があった。
第33号は、本条例を守らせる体制、建築物用途制限の理由、他地区への拡大、地区計画解除の手続等の質疑、「本条例を有効なものにするべく、

強い行政指導を要望する」「近年のマンション問題等を見据え、指定地域を拡大すべき」との賛成討論があった。
第34号は、今後の住宅供給計画等の質疑、「平成14年度以降の市営住宅計画策定・住宅供給を要望する」との賛成討論があった。
第35号は、隣接斜面緑地との関係等の質疑、「同公園用地隣接住民の苦情への配慮を求める」「公園配置が一極集中とならないよう、計画的な整備を求める」との賛成討論があった。
第38号については、質疑・討論ともなかった。
以上5案は、すべて全会一致で可決すべきものと決した。

文教委員会

審査事件

○陳情3件

審査の概要

第13号・第14号は、質疑の後、「趣旨には賛同するが、現実問題として無理であり、不採決」、「提出者のいう体制や単に公的機関を利用した課外教育では、問題は解決できない。子供たちの実情を把握し、習熟度合った学習のあり方を研究してほしいと要望し、不採決」、「子供たちが抱えている問題に関し、教育委員会の積極的な面を期待し、陳情の内容では現実的に難しく、不採決」等の意見があった。採決の結果、賛成者はなく、2件は不採決と決した。

第15号は、質疑の後、「温野菜での提供を実験したり、その結果をアンケートしてみない限り、この問題は決着しないと思う。継続にして、そういう方法で決着させたい」、「残留塩素も調査し、安全性が確認されるまで温野菜で提供すべきだと思うので、採決」、「毎回の問題が出るからには、その不安を取り除くことが大事だと思うので、採決」、「実験したところで、陳情者が納得し、解決する問題ではない。問題がないという調査結果が出ており、不採決」、「大量調理をし、大勢の子供たちに一時に提供する給食では、安全性を第一に考えなければならぬ。塩素消毒をしない」という陳情は、不採決との意見があった。採決の結果、賛成少数で不採決と決した。

議会運営委員会

市議会定例会会議録閲覧の利便性向上等に関する陳情は、直ちに意見を求めたところ、「議会の情報を積極的に提供していくことは必要である」、「願意の内容で準備が進められており、議事録・審議内容の公開は図られると思うので、

採決」、「現在、会派代表者会議で検討されている内容のものであり、その結論が出る前に結論を求められれば、気持ちは採決であるが、継続」、「各会派で調整中であり、反対ではないが、整理することもある。継続」との意見があり、採決の結果、多数で継続審査と決した。
議場に国旗掲揚に関する陳情は、平成十一年第四回定例

会に提出され、継続審査となつてきたものである。今定例会においても、会派の態度は前回と変わらないとの意見から、直ちに採決したところ、多数で継続審査と決した。



請願・陳情議決結果一覧表

議会運営	文 教	建 設	環境経済	厚 生	総 務	付託委員会		本会議の結果
						受理書	件 名	
陳情第1号	陳情第15号	陳情第13号	陳情第7号	陳情第3号	陳情第2号	市議員の綱紀粛正等に関する陳情	×採決なし	△
陳情第76号	陳情第14号	陳情第12号	陳情第8号	陳情第4号	陳情第36号	水辺の自然・景観の保存(日の出水路及び旧漁協駐車場跡地)に関する陳情(継続審査事件)	×採決なし	△
	陳情第15号	陳情第11号	陳情第9号	陳情第5号				△
		陳情第10号	陳情第10号	陳情第6号				△
		陳情第11号	陳情第11号	陳情第6号				△
		陳情第12号	陳情第12号	陳情第3号				△
		陳情第13号	陳情第13号	陳情第4号				△
		陳情第14号	陳情第14号	陳情第5号				△
		陳情第15号	陳情第15号	陳情第6号				△
		陳情第16号	陳情第16号	陳情第7号				△
		陳情第17号	陳情第17号	陳情第8号				△
		陳情第18号	陳情第18号	陳情第9号				△
		陳情第19号	陳情第19号	陳情第10号				△
		陳情第20号	陳情第20号	陳情第11号				△
		陳情第21号	陳情第21号	陳情第12号				△
		陳情第22号	陳情第22号	陳情第13号				△
		陳情第23号	陳情第23号	陳情第14号				△
		陳情第24号	陳情第24号	陳情第15号				△
		陳情第25号	陳情第25号	陳情第16号				△
		陳情第26号	陳情第26号	陳情第17号				△
		陳情第27号	陳情第27号	陳情第18号				△
		陳情第28号	陳情第28号	陳情第19号				△
		陳情第29号	陳情第29号	陳情第20号				△
		陳情第30号	陳情第30号	陳情第21号				△
		陳情第31号	陳情第31号	陳情第22号				△
		陳情第32号	陳情第32号	陳情第23号				△
		陳情第33号	陳情第33号	陳情第24号				△
		陳情第34号	陳情第34号	陳情第25号				△
		陳情第35号	陳情第35号	陳情第26号				△
		陳情第36号	陳情第36号	陳情第27号				△
		陳情第37号	陳情第37号	陳情第28号				△
		陳情第38号	陳情第38号	陳情第29号				△
		陳情第39号	陳情第39号	陳情第30号				△
		陳情第40号	陳情第40号	陳情第31号				△
		陳情第41号	陳情第41号	陳情第32号				△
		陳情第42号	陳情第42号	陳情第33号				△
		陳情第43号	陳情第43号	陳情第34号				△
		陳情第44号	陳情第44号	陳情第35号				△
		陳情第45号	陳情第45号	陳情第36号				△
		陳情第46号	陳情第46号	陳情第37号				△
		陳情第47号	陳情第47号	陳情第38号				△
		陳情第48号	陳情第48号	陳情第39号				△
		陳情第49号	陳情第49号	陳情第40号				△
		陳情第50号	陳情第50号	陳情第41号				△

※アウトソーシング(業務の外部委託)

特別委員会の最終報告

平成十二年度 市立船橋高校入学者選抜に 関する調査特別委員会

一年にわたる百条委員会の調査活動を終るにあたり、「報告書」の一部を抜粋する。

1. 初めに

昨年三月、「平成十二年度市立船橋高等学校普通科入学者選抜に当たり、校長の裁量によって合格基準に達しない三人を合格と決定。この中には、本市議会議員及び市教育委員会職員の子弟が含まれている」と、新聞報道がされた。

所管の文教委員会は、教育委員会関係者及び市立船橋高等学校長等から事情説明を受けたが、合格決定に至る明確な基準を示すことなく、単に「校長の裁量によるもの」との見解であった。

したがって、議会としては市民の不信を解消するためにも平成十二年度の入学者選抜に関し事実を解明する必要があるとの判断に立ち、昨年第一回定例会において、地方自治法第百条第一項に基づく調査を行うことを議決し、「平成十二年度市立船橋高校入学者選抜に関する調査特別委員会」が設置された。

以後、二十五回にわたって会議を開き、証人・参考人の出頭及び関係書類の提出を請求するとともに、受験者の人権を最大限に考慮し慎重に調査を行ってきた。

昨年第四回定例会においては、これまでの調査の経過等を中間的に報告するとともに、平成十三年度の入学者選抜を目前に控え、市民及び受験者の不信を除去するため、当面する改善点四項目について提言したところである。

している。同時に、諸資料の請求に対する消極的な対応は、不正疑惑をさらに深める要因ともなっている。

本委員会の調査において、委員の一部には、本人が第三者からの依頼・関与がなかったとするならば、疑惑はないではないかとする意見もあるが、各証人及び各参考人の証言、陳述等から総合的に判断すると、例年にならぬ選抜会議のあり方と、試験の最中(二月二十五日)に、佐藤豊前校長が、独自の判定資料を作成する行為等は極めて不自然であり、客観的にも不正があったと認定することもできない。

また、各証人及び各参考人の証言・陳述等では解明できない疑問点が残るものの、不正があったと認定することもできない。

よって、本委員会は、現在の委員会の権限の範囲内では、これ以上の調査を行っても、新たな証拠・資料の収集等は困難と認識し、解明できない諸事項は関係者の社会正義の良識によることを今後に期待し、不正の有無のいずれとも判定することはできないと判断した。

なお、本件の関係者は、社会的に与えた影響を強く認識し、教育界の信頼回復のために、積極的な情報公開と一部に指摘される確執や関係組織の特異的体質とも言われる諸問題の改善などに努力するとともに、別に提言する諸課題についても、速やかに検討実施されるよう、強く要請する。

このような基本的見解に至った関係諸状況の概要は、報告書の「4. 入学候補者決定に至る経緯と入学候補者選抜会議の状況」5. 本件に関する教育委員会の見解と処

分の根拠」6. 選抜会議資料の作成基準と選抜会議開催までの経緯及び選抜会議の経過」7. 佐藤豊前校長の行為及び独自資料の作成と作成の理由」8. 不正疑惑と指摘される要因の考察」とおりである。(略)

したがって、その経過を認識し、議会の議決を求めないこととする。

疑義解明の調査過程の中で、改善・検討すべき課題が多く指摘された。

したがって、本委員会は、平成十三年度選抜試験を控えて平成十二年第四回定例会に中間報告を行い、「検討すべき課題」を提起した。

教育委員会は、この課題についての検討結果について、平成十三年二月二十二日委員会に提出した。

委員会では、教育委員会の検討結果については、相も変わらず抽象的であり、実効性に乏しい等の意見が出された。特に校長の裁量権については、その範囲等を具体的に示す必要性、また、公務員の守秘義務については、守るべき責務は法に示すとおりであるが、過度の強調は犯罪行為の隠ぺい強制にも連なる等の趣旨の指摘があった。

その結果、少しでも真相に迫り、疑惑を解明するという本委員会の使命から、証人・参考人の出頭や記録の提出請求などについては、たとえ少数意見であってもそれを尊重するという運営姿勢をとってきた経緯等もあり、委員会としては説明を求めるとして、

説明要求の権限については、議会から本委員会に委任されたこと、別々に提言する諸課題についても、速やかに検討実施されるよう、強く要請する。

したがって、三月七日の本会議に説明要求の件が議題となったが、採決の段階で定足数を欠くことになり、議決を得るまでに至らなかった。

しかし、三月七日の本会議に説明要求の件が議題となったが、採決の段階で定足数を欠くことになり、議決を得るまでに至らなかった。

したがって、教育委員会等の関係機関及び所管の委員会、中間報告(平成十二年第四回定例会)で提起した課題及び本報告書で指摘している諸事項等について、速やかに改善または基準等を策定実施して、市民に信頼される学校運営を目指すことを特に強調するものである。

なお、報告書は、議会ホームページに掲載してあります。また、直接ごらんになりたい方は、議会議務局まで。

以上、強く要請する。

可決された 意見書

日本小型自動車振興会に対する交付金制度の見直しに関する意見書

一、二号交付金制度(小型自動車及びその他の機械に関する事業の振興)は、その他の機械に関する事業の振興を撤廃すべきである。また、二号交付金制度(体育事業及びその他の公益の増進を目的とする事業の振興)は廃止すべきである。

二、緊急措置として、施行者収益がない場合や施行者収益の一定額を確保するため現在の売上高に見合う適正な区分及び比率に改正し、交付金の免除及び軽減する制度に改めるべきである。

以上、強く要請する。

鉄道線路及び駅構内における安全対策の強化に関する意見書

各鉄道事業者に対し、線路内及び駅構内の安全対策の総点検を行わせるとともに、できるだけ速やかな対策を講ずることを強く要請する。

機密費の削減及び饂飩や飲食への使用の禁止に関する意見書

官房機密費や外交機密費を大幅に削減するとともに、政治家への饂飩や公務員の飲食などに充てることを禁ずるよう、強く要請する。

愛媛県宇和島水産高校実習船「えひめ丸」沈没事件に関する意見書

一、行方不明者九人の徹底捜索に全力を挙げるとともに「えひめ丸」を早急に引き揚げよう求めること。

二、事故原因を徹底解明し、速やかに情報を全面開示するよう、強く要請する。

三、世界の潜水艦保有国における事故防止に万全を期すよう関係国に対し強く要請すること。

四、米側の責任を明確にし、原潜グリーンピルの事故当時の責任者は、被害者・家族に直接謝罪するよう求めること。

五、高齢者及び障害者の雇用促進に関する意見書

一、雇用における年齢制限の見直しを行うこと。

二、年金支給年齢に応じた六十五歳までの定年延長、継続雇用及び再雇用を促進するための実効性のある対策を講ずること。

三、法定障害者雇用率(一・八%)を達成するために必要な実効性のある施策を講ずること。

他、一項目も早期に実施するよう、強く要請する。

食品の安全性確保の強化に関する意見書

一、パブリック・コメント(国民の意見申し出)制度の充実を図るとともに、食品行政への国民参加の充実を促進すること。

二、遺伝子組み替え食品やアレルギー原因食品の表示の義務付けを拡大し、食品の長期にわたる安全性や影響への調査研究をし、安全確保対策に万全を期すこと。

他三項目についても、早期の実施を強く要請する。

日米地位協定の緊急・抜本的見直しに関する意見書

基地の縮小・撤去と、米兵犯罪容疑者の身柄を日本の主権のもとに確保できるよう、日米地位協定を緊急・抜本的に見直すため、アメリカ政府と協議を開始するよう、強く要請する。

KSD汚職の究明及び企業団体の献金の禁止に関する意見書

一、小山、村山前参議院議員などの関係者の証人喚問を行うこと。

二、企業団体献金禁止の法的措置を直ちに取ること。以上、強く要請する。

深刻な就職難を解決し青年に働きがいのある仕事と安心して働ける権利の保障に関する意見書

一、人手不足の解消が求められている教育、保育、医療防災等の分野で雇用を拡大する施策を実施すること。

二、新卒で就職できなかったり、雇用保険に加入していない青年でも、生活のために給付や職業訓練を受けられるよう、雇用保険制度を改革すること。

他五項目についても、実施するよう強く要請する。

市政執行方針及び 議案に対する 質疑

元気都市と 安歩と女性

南口再開発ビルの活用を

問 市の権利床等について、採算性だけに偏った処分や賃貸をせず、市民の利便施設として活用できないか。

答 公共施設は必要と考え検討している。採算性を無視した計画は困難だが、一つの提案として受け止める。

財政体質の改善を

問 歳入拡大のため、成功報酬方式による企画を一般公募できないか。

答 全国的に事例がなく有効性が不明であるため、積極的に導入する考えはない。

安全に歩けるまちづくりを

問 降雪に伴う共同歩道部分

の除雪を自治会及び市職員等役割分担して行う体制を考へられないか。

答 道路の所管・使用形態等の地域差があるため、今後による作成をしていきたい。

西船橋駅問題解決方法を

問 北口階段のエレベーター設置について、緊急・切実度をどうとらえているか。

答 乗降客が多いこと及び北側階段部分の危険性は十分認識しているが、J・Rと認識面でのずれがあった。

女性管理職の登用について

問 勤務評定策定事業において、ジェンダーの視点で女性管理職登用推進が図られるのか。

答 女性にあっては、自己の能力開発が行われ、登用に結び付くと期待する。

新風

中央卸売市場について

問 不具債権があるのに、完納奨励金が支払われていることについて、市は認めるべきではないと思うが。

答 期限までに納入した業者には、要綱に基づき上限を定めて支払っている。また、支払期限の過ぎた売掛金については、延滞金を徴収している。

問 支払猶予の特約書の中で、保証金が約二十万円で、その五倍が引上限となっている。昭和五十五年当時のものであり、現状に合っていないのではないか。

答 保証金は約二十万円で、その五倍が引上限となっている。昭和五十五年当時のものであり、現状に合っていないのではないか。



市場の健全な運営を

職員のあり方と組織改革

問 新しい職員像と研修方針について伺う。

答 市民に身近な行政サービスについて、

問 適正かどうか十分協議したい。

答 適正かどうか十分協議したい。



バリアフリー化がのぞまれる西船橋駅北口外階段

答 必要箇所は、県及び県警察に今後も要望していく。

男女混合名簿について

問 学校の児童名簿が男女混合でない。混合にすべきではないか。

答 現在、健康診断等の実施を考慮して作成しているが、混合名簿を含め使用目的による作成をしていきたい。

西船橋駅問題解決方法を

問 北口階段のエレベーター設置について、緊急・切実度をどうとらえているか。

答 乗降客が多いこと及び北側階段部分の危険性は十分認識しているが、J・Rと認識面でのずれがあった。

女性管理職の登用について

問 勤務評定策定事業において、ジェンダーの視点で女性管理職登用推進が図られるのか。

答 女性にあっては、自己の能力開発が行われ、登用に結び付くと期待する。

公明党

国民健康保険について

問 出産育児一時金の貸付事業について、限度額を国の八割を上回る九割とした理由は何か。

答 高額療養費貸付事業についても限度額が九割であるため、均衡等を考慮し九割とした。

交通安全対策について

問 市道七林・飯山満線について年々交通量がふえ歩行者の危険性が高くなっている。総合的で連続した交通安全対策を求めるが、今後の対応をどうしていくのか。

答 抜本的な解決を行うには、バイパス的な道路として計画される都市計画道路三・四・二〇号線(印内・習志野線)の整備と考える。しかし、整備には時間を要するため、当面は、交通規制を含めた安全対策等の部分的な改修で対応していく。

教育施策について

問 補助金の増額等も含め、知事部局の学事課に、船橋市私立幼稚園連合会とも協議しながらお願いしたい。

答 補助金の増額等も含め、知事部局の学事課に、船橋市私立幼稚園連合会とも協議しながらお願いしたい。

市民のための情報公開を

問 公文書公開条例は施行後十年経過している。情報公開条例(例)を転換し、市民参加を求めている思いと理念をぜひ盛り込んで欲しい。

答 より多くの情報発信や総合的な情報の提供を、条例の見直しも含め検討したい。

借上市営住宅の防災対策を

問 飯山満町の借上市営住宅(ウェルフェアポート)には、南北それぞれ一か所の外階段があるが、南階段には外への出口がない。危険と思えるが、防災対策をどう考えているのか。

答 外への通路の設置には、手すり壁の一部の撤去が必要となり、建物の構造を変えることになるため、所有者と協議していきたい。

避難通路の確保を(飯山満町の借上市営住宅)



避難通路の確保を(飯山満町の借上市営住宅)

のメッシュにし、毎年区域を移し水質調査を行っている。現在まで三十五地点で測定を行い、十四地点で環境基準(〇.〇mg/l)を超えていた。

問 環境基準を超えた場合、保健所との連携はどうしているのか。

答 迅速に保健所に連絡し、保健所にて県営水道への切り替え等を指導している。

問 汚染原因をどう考えているのか。

答 農用地の過剰施肥及び家畜排泄物の不適切処理等が原因と考える。

障害者福祉の充実について

問 今年度実施した高次脳機能障害者に対するサービス提供の内容と評価を聞きたい。

答 デイサービスを週一回、ホームヘルプサービスを週二回提供している。介護者の心身負担の軽減が図られたと考えている。

問 高次脳機能障害者の実態把握を行うための努力をすべきではないか。

答 「高次脳機能障害者家族の会」の協力を得ながら理解を深め、早急に窓口での相談に対応できるよう努力していきたい。

コミュニティバスの導入に関して

問 交通不便地域の機動性及び高齢者等交通弱者の利便性を確保することを導入目的の第一と考えるがどうか。

答 交通不便地域の機動性及び高齢者等交通弱者の利便性を確保することを導入目的の第一と考えるがどうか。

問 適正な処理の確認を自治体等で管理できないか。

答 処理ルートに関係から自治体では難しいと考える。しかし、不法投棄防止のため電気商組合及び廃棄物協同組合に対し、指導していきたい。

問 相談窓口の開設はできないか。

答 粗大ごみの受付業務を行っている船橋市環境公社の受付センターの充実及びクリーン推進課の指導業務の中で対応していきたい。

問 地域産業の活性化を図れ

問 商店街の集客力を高める取り組み・環境整備をどう行っているのか。

答 商店街の街路灯等の整備・維持管理費の一部助成等を行っている。

問 空き店舗の活用対策を聞きたい。

答 所有者の理解や協力が必要であるが、他市の成功事例を参考にし、積極的に取り組んでいきたい。



市清会

市政執行方針の達成に向けて

問 市政執行方針の中に示されている四つの重点施策の実行に当たり、市長の決意を改めて伺いたい。

答 二十一世紀という新たな時代の幕が明けた今、社会は大きな転換期を迎えており、地方自治体もこれを的確にとらえ、対応していかなければならない。この初頭の取り組みの成否が、今後の船橋市の発展を大きく左右するものと考えている。すべての市民が心豊かに生活することができ、次代を担う子どもたちが誇りに思えるような船橋を築いていきたいと考える。

都市計画マスタープランについて

問 都市計画マスタープランの推進に、市民、企業、行政が一体となって、それぞれの役割と責任に基づいて力を出さう参加と協働のまちづくりを進めるとしているが、ここで言うそれぞれの役割と責任とは、具体的にどのようなことか。

答 市民の取り組みとしては、住宅地の良好な住環境の保全や、木造住宅が密集した住宅地の住環境の改善など、まちづくりのルールづくりなどを考えている。企業の取り組みとしては、多くの人が利用する施設の建設などでは、だれもが安心して利用できるようなバリアフリーのまちづくりを誘導してもらおうと考えている。



歩道の整備が望まれる松が丘バス通り商店街

高齢者の医療負担について

問 自己負担の増加をともなう今回の医療保険制度改革の趣意を促すとともに、介護保険の利用者負担との整合性を図ることを目的としている。そのために、一部負担金について従来の定額負担制を改め、定率一割負担制の導入がなされたものである。今回の改正が抜本改革の第一歩であることを踏まえ、今後の推移を見守りたい。

答 介護に当たるホームヘルパーの数は現在何人くらいで、具体的にどのような対応をしているのか。また、現

問 医療費に対するコスト意識の喚起を促すとともに、介護保険の利用者負担との整合性を図ることを目的としている。そのために、一部負担金について従来の定額負担制を改め、定率一割負担制の導入がなされたものである。今回の改正が抜本改革の第一歩であることを踏まえ、今後の推移を見守りたい。

答 医療費に対するコスト意識の喚起を促すとともに、介護保険の利用者負担との整合性を図ることを目的としている。そのために、一部負担金について従来の定額負担制を改め、定率一割負担制の導入がなされたものである。今回の改正が抜本改革の第一歩であることを踏まえ、今後の推移を見守りたい。

道路行政について

問 市民アンケートや市政懇談会においても、市民の見や要望の大半が道路の整備の問題である。年々、道路の維持管理費や安全施設の整備費を削減している。増加する要望に十分応えていけるのか。

答 市の厳しい財政状況等を考慮し、いろいろな工夫をしている。例えば、補修工事、改良工事等すべての工事分野で、少しでもリサイクルの製品を使用し、車道を下げたり、現地をよく精査し、工事範囲をきめ細かく行うなど、極力費用を削減し、市民要望に応えている。

船橋市の危機管理を問う

問 危機管理の範囲はどのような事態を指すのか。また、危機管理のマニュアルはどのようなものになっているのか。

答 危機としては大きく見ると、市民の生命・財産にかかわる事項、市の名誉を損なうような事項、市の組織・事業等の円滑な運営を阻害する事項と考えている。この危機に対応する管理としては、各種の計画、情報の適正対策や対応、不正・犯罪等の防止対策等である。この危機と対応する管理を併せ持つ事項が生じたとき

ふなばし21

道路整備に関する諸問題を問う

問 平成十一年第一回定例会で新成高根木戸駅付近の特に踏切を挟んだ前後の整備計画について質問した。その際、この地区は都市計画画街路事業以外の整備手法により、検討していくとのことだったが、その後の経過と具体的な整備計画について伺いたい。

答 現在までの芝山団地付近からランド交差点までの九百六十メートル間の整備に加え、平成十一年度から新たに新成高根木戸駅付近の踏切を挟んだ約二百二十五メートル間の整備が完了している。整備率は平成十一年度末の見込みで九一%。また、十数人の地権者の理解を得ていないが、引き続き交渉し、認可期間内の完成を目指したい。

都市計画道路の整備

問 市道飯山満・古和釜線は、市の北部と中心部を結ぶ大変重要な路線であり、積極的に事業を進めるべきと考



道路の整備改修を求めて(市政懇談会)

問 現在、芝山団地人口からランドセンター人口交差点までの区間については、平成十四年度の完成を目指しているがどうか。

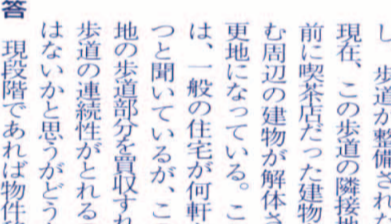
答 現在、芝山団地人口からランドセンター人口交差点までの区間については、平成十四年度の完成を目指しているがどうか。

道路整備に関する諸問題を問う

問 平成十一年第一回定例会で新成高根木戸駅付近の特に踏切を挟んだ前後の整備計画について質問した。その際、この地区は都市計画画街路事業以外の整備手法により、検討していくとのことだったが、その後の経過と具体的な整備計画について伺いたい。

答 現在までの芝山団地付近からランド交差点までの九百六十メートル間の整備に加え、平成十一年度から新たに新成高根木戸駅付近の踏切を挟んだ約二百二十五メートル間の整備が完了している。整備率は平成十一年度末の見込みで九一%。また、十数人の地権者の理解を得ていないが、引き続き交渉し、認可期間内の完成を目指したい。

問 市道飯山満・古和釜線は、市の北部と中心部を結ぶ大変重要な路線であり、積極的に事業を進めるべきと考



歩道の確保を(高根木戸3号踏み切り)

問 現在、芝山団地人口からランドセンター人口交差点までの区間については、平成十四年度の完成を目指しているがどうか。

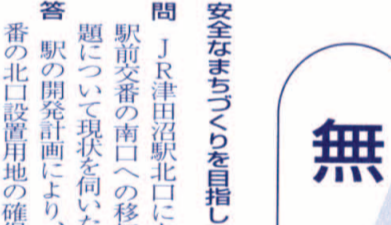
答 現在、芝山団地人口からランドセンター人口交差点までの区間については、平成十四年度の完成を目指しているがどうか。

道路整備に関する諸問題を問う

問 平成十一年第一回定例会で新成高根木戸駅付近の特に踏切を挟んだ前後の整備計画について質問した。その際、この地区は都市計画画街路事業以外の整備手法により、検討していくとのことだったが、その後の経過と具体的な整備計画について伺いたい。

答 現在までの芝山団地付近からランド交差点までの九百六十メートル間の整備に加え、平成十一年度から新たに新成高根木戸駅付近の踏切を挟んだ約二百二十五メートル間の整備が完了している。整備率は平成十一年度末の見込みで九一%。また、十数人の地権者の理解を得ていないが、引き続き交渉し、認可期間内の完成を目指したい。

問 市道飯山満・古和釜線は、市の北部と中心部を結ぶ大変重要な路線であり、積極的に事業を進めるべきと考



歩道の確保を(高根木戸3号踏み切り)

問 現在、芝山団地人口からランドセンター人口交差点までの区間については、平成十四年度の完成を目指しているがどうか。

答 現在、芝山団地人口からランドセンター人口交差点までの区間については、平成十四年度の完成を目指しているがどうか。

無所属

安全なまちづくりを目指して

問 JR津田沼駅北口にある駅前交番の南口への移転問題について現状を伺いたい。

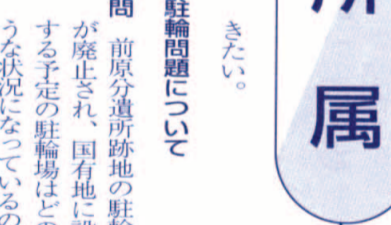
答 JR津田沼駅北口にある駅前交番の南口への移転問題について現状を伺いたい。

道路整備に関する諸問題を問う

問 平成十一年第一回定例会で新成高根木戸駅付近の特に踏切を挟んだ前後の整備計画について質問した。その際、この地区は都市計画画街路事業以外の整備手法により、検討していくとのことだったが、その後の経過と具体的な整備計画について伺いたい。

答 現在までの芝山団地付近からランド交差点までの九百六十メートル間の整備に加え、平成十一年度から新たに新成高根木戸駅付近の踏切を挟んだ約二百二十五メートル間の整備が完了している。整備率は平成十一年度末の見込みで九一%。また、十数人の地権者の理解を得ていないが、引き続き交渉し、認可期間内の完成を目指したい。

問 市道飯山満・古和釜線は、市の北部と中心部を結ぶ大変重要な路線であり、積極的に事業を進めるべきと考



歩道の確保を(高根木戸3号踏み切り)

問 現在、芝山団地人口からランドセンター人口交差点までの区間については、平成十四年度の完成を目指しているがどうか。

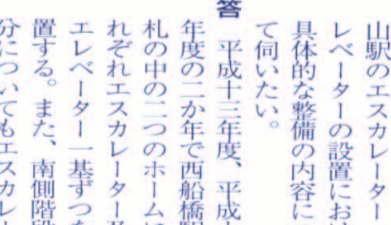
答 現在、芝山団地人口からランドセンター人口交差点までの区間については、平成十四年度の完成を目指しているがどうか。

道路整備に関する諸問題を問う

問 平成十一年第一回定例会で新成高根木戸駅付近の特に踏切を挟んだ前後の整備計画について質問した。その際、この地区は都市計画画街路事業以外の整備手法により、検討していくとのことだったが、その後の経過と具体的な整備計画について伺いたい。

答 現在までの芝山団地付近からランド交差点までの九百六十メートル間の整備に加え、平成十一年度から新たに新成高根木戸駅付近の踏切を挟んだ約二百二十五メートル間の整備が完了している。整備率は平成十一年度末の見込みで九一%。また、十数人の地権者の理解を得ていないが、引き続き交渉し、認可期間内の完成を目指したい。

問 市道飯山満・古和釜線は、市の北部と中心部を結ぶ大変重要な路線であり、積極的に事業を進めるべきと考



歩道の確保を(高根木戸3号踏み切り)

問 現在、芝山団地人口からランドセンター人口交差点までの区間については、平成十四年度の完成を目指しているがどうか。

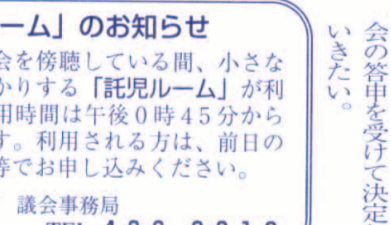
答 現在、芝山団地人口からランドセンター人口交差点までの区間については、平成十四年度の完成を目指しているがどうか。

道路整備に関する諸問題を問う

問 平成十一年第一回定例会で新成高根木戸駅付近の特に踏切を挟んだ前後の整備計画について質問した。その際、この地区は都市計画画街路事業以外の整備手法により、検討していくとのことだったが、その後の経過と具体的な整備計画について伺いたい。

答 現在までの芝山団地付近からランド交差点までの九百六十メートル間の整備に加え、平成十一年度から新たに新成高根木戸駅付近の踏切を挟んだ約二百二十五メートル間の整備が完了している。整備率は平成十一年度末の見込みで九一%。また、十数人の地権者の理解を得ていないが、引き続き交渉し、認可期間内の完成を目指したい。

問 市道飯山満・古和釜線は、市の北部と中心部を結ぶ大変重要な路線であり、積極的に事業を進めるべきと考



歩道の確保を(高根木戸3号踏み切り)

問 現在、芝山団地人口からランドセンター人口交差点までの区間については、平成十四年度の完成を目指しているがどうか。

答 現在、芝山団地人口からランドセンター人口交差点までの区間については、平成十四年度の完成を目指しているがどうか。

「託児ルーム」のお知らせ

なごら小が、午前9時から午後5時までの間に、託児ルームを利用できる。お申し込みは、お電話でお申し込みください。TEL 436-3012

日本共産党

市政執行方針について

問 二十一世紀初頭に当たり何をどのようにとらえ、また転換をしていくのか。

答 昨年からスタートした総合計画に基づき、特に昨年寄りや子どもたち、障害のある方など、市民が安心して暮らすことができる施策の充実に重点を置いた。

問 市民が政策決定にかかわる制度をきちんと整備すべきではないか。また、政策会議の議事録を作成し、市民に公開すべきではないか。

答 議事録の開示は、今の段階では考えていないが、計画段階からの市民参加は、積極的に進めていきたい。

問 介護保険利用料が一部負担が重く、サービスの利用抑制が起きている。減免を考えたか。

答 一部負担の困難さは承知している。調査し検討する。

問 申し込んでも二、三か月待つほどサービスが不足しているが、新年度整備の計画は何か所もないか。サービス不足の実態を認識していないのではないか。

答 不足しているとの認識はないが、来年度予定している高齢者実態調査を踏まえて細やかな対応を考える。

問 市立特別養護老人ホームについては、市が契約者にならない限り入所の権限は持たない。契約者になることを強く求めるがどうか。

答 当初から公設民営としてスタートし、市が経営主体として検討中、そのような

方向に進みたい。

教育長に問う

問 教育基本法について、教育改革国民会議で見直しを検討されているが、尊重されるべきと考えるか。

答 日本国憲法と並び、我が国の教育を包括的に規定する最上位の法律である。今のところ改正・改廃はないので、引き続き最大限尊重されるべきと考える。

問 本年四月より、重度障害児が受け入れられることになるが、保育内容の後退を招かぬような職員の配置を求めるがどうか。

答 本年四月より、重度障害児が受け入れられることになるが、保育内容の後退を招かぬような職員の配置を求めるがどうか。

問 二湾岸道路ができるとさらに車が集中し渋滞になる。排気ガス、景観、野鳥への影響をどう考えるのか。

答 市の交通渋滞の解消や通過交通等を考えると、必要な道路と考える。

問 ラムサール条約登録湿地に登録できるのではないかと市民の意見も聞く。アサリの好漁場、渡り鳥の保護の重要性等、バランスも考えて今後研究する課題としたい。

問 申請される墓地用地については、関係する所管すべてにおいて、同一の面積に

四月から法律が施行されるので、その状況を見て問題があれば、国やメーカーに要望していきたい。

問 新年度予算では、校舎の耐震補強工事の設計が済んでいる三校のうち、一校だけしか改修予算がついていない。補正を組んでも工事を行うべきではないか。

答 これから残った二校、診断の終わったところは順次改修工事を行い、また耐震診断も実施していきたい。

校舎の耐震補強の整備を

問 新年度予算では、校舎の耐震補強工事の設計が済んでいる三校のうち、一校だけしか改修予算がついていない。補正を組んでも工事を行うべきではないか。

答 これから残った二校、診断の終わったところは順次改修工事を行い、また耐震診断も実施していきたい。

問 一日の利用者が十人前後と利用されていない。運営の中で、所長裁量の活用など、現場での利用促進を考えるべきではないか。

答 活性化対策会議を設け討っているが、当面の利用促進策として、ケアマネージャーを通じて、PRの働きかけをお願いしてきた。

問 第二湾岸道路ができるとさらに車が集中し渋滞になる。排気ガス、景観、野鳥への影響をどう考えるのか。

答 市の交通渋滞の解消や通過交通等を考えると、必要な道路と考える。

問 ラムサール条約登録湿地に登録できるのではないかと市民の意見も聞く。アサリの好漁場、渡り鳥の保護の重要性等、バランスも考えて今後研究する課題としたい。

問 申請される墓地用地については、関係する所管すべてにおいて、同一の面積に

四月から法律が施行されるので、その状況を見て問題があれば、国やメーカーに要望していきたい。

問 新年度予算では、校舎の耐震補強工事の設計が済んでいる三校のうち、一校だけしか改修予算がついていない。補正を組んでも工事を行うべきではないか。

答 これから残った二校、診断の終わったところは順次改修工事を行い、また耐震診断も実施していきたい。

市民連合

高齢者施策を問う

問 介護保険事業者のサービス内容や特性についての情報を充実させ、相談窓口で市民に説明できないか。

答 介護保険窓口において対応できるよう努めたい。

問 国の補助事業である介護相談員事業を要求し、派遣制ではなく市に配置し、相談コーナーを設置してはどうか。

答 介護保険事業者管理者連絡会議を有効に利用し、ケアマネージャー連絡会議に協力要請をしながら、事業実施を検討していきたい。

問 基幹型と地域型の在宅介護すべきと考えるが、条例ではどのように定めているか。

答 事前協議を条例に義務付けている。申請があれば、関係各課と十分協議を行いながら、全体として矛盾がないように努めたい。

問 周辺住民へのトラブル防止として、説明や同意を市長に報告する旨を条例に義務付けるべきではないか。

答 境界から百以内の居住者及び十以内の土地所有者に対して、十分な説明を行い、承諾を得ようとする要綱の中で規定している。条例化しなくても十分目的が達成できると考える。

問 南口再開発事業について言えば、南口の価値、意味を考えたも一般会計で支えていくことが、大きな意義がある。年間十億円の貸付は大きな額であるが、市民に納得していただく努力をしていきたい。

問 補助教員を、浦安市では市単独で小学校二十三名、中学校に一名、また習志野

護センターのサービスに格差があると感じるがどうか。

答 基幹型支援センターとしては、地域型支援センターを統括・調整することを優先し、地域に密着したサービスを受けられる状況をつくるのが大切と考えており、地域型の職員と同行訪問をしながら解決を図りたい。

問 教育改革国民会議が公表した教育を変える十七の提案の中に奉仕活動を全員が行うことと職業観、労働観を育む教育を推進する項目があるが、見解を伺いたい。

答 各学校では学習指導要領市でも十七名配置している。本市も配置できないか。

問 人的配置については、現在、少人数教育検討会議で市独自の加配について検討しているが、考えてみたい。

問 事業効果の過大評価、行政間との調整なし、科学的検証もなく、癒着型という四つの特徴があると考えるが、税金を大切に使うという気持ちが無くなっているのではないか。

答 南口再開発事業について言えば、南口の価値、意味を考えたも一般会計で支えていくことが、大きな意義がある。年間十億円の貸付は大きな額であるが、市民に納得していただく努力をしていきたい。

問 補助教員を、浦安市では市単独で小学校二十三名、中学校に一名、また習志野

や道徳に基づいて指導を行っているところである。

問 教員が民間企業等に行き、研修をする派遣対象者の選出基準と派遣期間はどのようになっているのか。

答 研修を希望する教員は学

区画整理事業の整備促進を

問 飯山満区画整理事業整備の予算が減額されているのはなぜか。

答 昨年度は管渠布設工事を行い多くの予算を必要としたが、本年度は造成整備のため工事費が減額となった。

問 都市景観、防災対策として電線の地中化を進めるべきと考えるがどうか。

答 現在、国庫補助事業を活用し、国道二路線、県道二路線、市道五路線に事業実施が予定されている。

問 現在の地権者交渉の状況と見通しを伺いたい。

答 依然として難しい状況はあるが、区画整理事業と平行して県施行による飯山満川改修事業も実施されており、県と協力し、積極的に事業の理解を求めたい。

問 幼児教室には歴史的な背景等を考慮し、補助を行うべきではないか。

答 幼児教室には歴史的な背景等を考慮し、補助を行うべきではないか。

問 通所介護や通所リハビリの需要量が予想を下回っている。サービスの認知度の向上と理学療法士の増員、ケアマネージャーの資質向上が必要ではないか。

答 早急に実態を把握し、民間活力の導入も視野に入れながら解決に努めたい。

問 介護タクシーの利用について伺いたい。

答 新年度から通所リハビリを利用する際の有効な手段としてこのシステムを促進する予定である。市立ケ

議会のホームページ開設

新しい時代に即した情報公開の一環として、このたびホームページを開設しました。議会のしくみなど、議会の活動を掲載しています。まだまだ十分とはいえませんが、これからも内容の充実に努めてまいります。アドレスは下記のとおりですが、市のホームページからもリンクされています。

<http://www.city.funabashi.chiba.jp/gikai/index.html>

～次の定例会は7月2日開会の予定です～

今後の学校教育を問う

問 I-T教育整備やI-T授業をどのように変えていこうと考えているのか。

答 インターネット等を積極的に活用し、自分の意見を主張しながら主体的に参加していく新しい型の授業が実現されると思う。今後もI-Tの整備を進め、教職員の研修の充実など情報教育の推進を図ってみたい。

問 英語教育についてALTの派遣がどのような成果を上げているのか。

答 市立高校・中学については英会話に重点を置いた授業を展開する等生徒のコミュニケーション能力の向上に努めている。市内十七の小学校についても英会話活動を行っており、児童・保護者からも好評を得ている。

問 現在、駅西地区の整備は

新市街地の計画が進行しているが、葛飾地区など既成市街地についてはどうか。

答 駅周辺地区をそれぞれ地



環境に配慮した三湾岸計画を



電線の地中化を図れ

緑政会

介護保険の充実に向けて

問 通所介護や通所リハビリの需要量が予想を下回っている。サービスの認知度の向上と理学療法士の増員、ケアマネージャーの資質向上が必要ではないか。

答 早急に実態を把握し、民間活力の導入も視野に入れながら解決に努めたい。

問 介護タクシーの利用について伺いたい。

答 新年度から通所リハビリを利用する際の有効な手段としてこのシステムを促進する予定である。市立ケ



既成市街地の整備を(西船駅周辺)